

日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月26日

提出者

大 屋 俊 弘  
藤 間 恵 一  
岡 本 昭 二  
角 智 子  
石 原 真 一  
尾 村 利 成  
嘉 本 祐 一

山 根 成 二  
白 石 恵 子  
細 田 重 雄  
須 山 昭 隆  
足 立 昭 二  
萬 代 弘 美

平 谷 昭  
福 間 賢 造  
和 田 章 一  
珍 部 芳 郎  
岩 田 浩 裕  
三 島 浩 岳  
治

(別紙)

## 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書

日本軍「慰安婦」問題は、女性の人権、人間の尊厳にかかる問題であり、その解決が急がれています。

この問題について、日本政府は 1993 年「河野談話」によって「慰安婦」への旧日本軍の関与を認めて、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明しました。

その後、2007 年 7 月には、アメリカ議会下院が「旧日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」として、「謝罪」を求める決議を全会一致で採択したのをはじめ、オランダ、カナダ、フィリピン、韓国、EU などにおいても同様の決議が採択されているところです。

また、日本政府は、本年 5 月 31 日、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会より、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」を求める勧告を受けるなど、国連自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、ILO 専門家委員会などの国連機関から、繰り返し「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けてきているところでもあります。

このような中、日本政府がこの問題に誠実に対応することが、国際社会に対する我が国の責任であり、誠意ある対応となるものと信じます。そこで政府におかれては以下のことを求めます。

### 記

- 1 日本政府は「河野談話」を踏まえ、その内容を誠実に実行すること。
- 2 被害女性とされる方々が二次被害を被ることがないように努め、その名誉と尊厳を守るべく、真摯な対応を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官

【平成 25 年 6 月 26 日原案可決】